

社会福祉法人 清水基金

理事長 塚本 隆史 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和6年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和7年5月13日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 事業報告の附属明細書について

事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の27及び28の規定により、毎会計年度終了後三月以内に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。